

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（障害者支援課）

一 趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型通所介護事業所に係る基準該当通所支援に関する特例の制度を設ける等するための改正

二 内容

指定地域密着型通所介護事業所において障害児に提供されるサービスを、法に基づく基準該当児童発達支援等とみなす特例の追加

三 施行期日

平成二十八年四月一日